質問第一七八号

の取り扱いに関する質問主意書

羽田空港への低空飛行ルートの見直しを求める品川区議会の見直し決議、

渋谷区議会の意見書

提出者

松原

仁

羽田空港への低空飛行ルートの見直しを求める品川区議会の見直し決議、 渋谷区議会の意見書

の取り扱いに関する質問主意書

本年五月七日に本職が提出した「羽田空港への低空飛行ルートの採用方法に関する質問主意書」 (質問第

一六〇号、以下「質問主意書」)に対し、安倍晋三内閣総理大臣より「衆議院議員松原仁君提出羽田空港へ

の低空飛行ルートの採用方法に関する質問に対する答弁書」(五月十七日受領、内閣衆質第一六〇号、以下

「答弁書」)を受領した。この「答弁書」に、質問内容に対する答弁漏れや、不完全な答弁が確認された。

こうした項目を中心に、 羽田空港への低空飛行ルートの採用方法に関して、 改めて、以下質問する。

「質問主意書」一では「質問第二九号一の2でも質問したが、改めて、 いつ、どのようにして 「地元の

理解 を得た、 と判断するのかお答えいただきたい。」と質した。これに対し「答弁書」一及び二につい

てでは、 「新たな飛行経路案について、 (中略)、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大

会までに運用できるようにしたいと考えている。今後、どのような形で地方公共団体等から理解を得たと

判断するかについては、地方公共団体をはじめとする関係者からの御意見を参考に検討する」とされてい

る。 「答弁書」における「二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで」との記述は、新

たな飛行経路案の運用開始を目指す時期を指していると考えられる。 確かに、 新たな飛行経路案が運用開

始される時点で、 前提条件である 「地元の理解」 を得たとの判断はなされていると考えられる。 しかし、

運用開始までのプロセスを時系列に並べれば、 「地元の理解」を得たとの判断から、 政府内において何ら

か の合議の場で新飛行経路の正式採用を決定し、民間航空会社も含めた正式な乗り入れ便の決定やダイヤ

改定の手続きなど、 様々な実務的な準備工程を経て、実際の運用が開始されるのではないかと推察され

る。

1 地 元の理解を得たと判断する者は内閣総理大臣か、 国土交通大臣か、もしくはその他の者ないし機関

か、具体名でお示しいただきたい。

2 また、 政府の計画では地元の理解を得たとの判断から、 実際の運用開始までに必要とされる期間は最

短で何日程度と想定されるか。

3 そのうえで、東京オリンピック・パラリンピックまでに新飛行経路の運用を開始するためには、 何年

の何月までに「地元の理解」を得たと判断する必要があるか。

一に関連して、 答弁書「地方公共団体をはじめとする関係者からの御意見」の意味するところが必ずし

定しているか、 係 も明らかでない。 者 を国民に理解できる形で明示されたい。 具体的にお答えいただきたい 本計画の採用方法にかかわる重要な事項であるため、 また、 その 「御意見」を聴取する場はどのような機会を想 「地方公共団体をはじめとする関

三 1 る 区の議会の容認できないという決議が有効である以上、 とが条件となっている低空飛行ルートを実行するには、 いたい」と質した。 品川区、 趣旨 品 区 の決議が可決される必要があると、 渋谷区の見直しを求める決議への対応について、 「議会、 渋谷区議会は、 答弁書では、 この問いに対する答弁が漏れているため、 政府が丁寧な説明を行い、 理論上、 考えざるを得ない。この点について政府 関係地域の地方公共団体等の幅広い理解を得るこ 両区議会において 理解を得るべき対象とする「地方公共団体 「質問主意書」では、 改めて質問させていただく。 「羽田新飛行ル 現在、 品川区、 トを容認す の認識を伺

2 の見直しを求める決議が有効なままになるが、 1に関連して、 両区議会において新飛行経路の容認を含む新たな決議がなされない場合、 両区議会の容認が得られないまま、 新飛行経路 新飛行経路 への 地

等」に含まれるか。

元の理解」 を得たと判断することは可能か、 不可能か。 政府のご認識をお答えいただきたい。